

# 労働組合ユニオンネットお互いさま共済規程

## 第1条（目的）

この規程は「ユニオンネットお互いさま」が、組合員の共済に関する運営上の基準を定めることを目的とする。

## 第2条（適用範囲）

この規程は組合員に適用する。

## 第5条（給付の基準）

この共済の発行日および給付の基準、共済事故に対する認定はこくみん共済の組織共済事業規約および同細則による。

## 第6条（受給資格）

組合員資格を取得した日以降最初に迎える月の1日からこの適用を受けるものとする。

## 第7条（運用方法）

当規程の運用責任者は「ユニオンネットお互いさま」委員長とする。

2. 受給資格者又はその遺族からの報告により事務局が必要な手続きを行うものとする。

3. 書記長は「ユニオンネットお互いさま定期大会」に運用状況を報告するものとする。

## 第8条（改廃）

この規程の改廃は「ユニオンネットお互いさま定期大会」の承認を必要とする。

第9条 この規程は2022年7月1日から実施する。